

1. 件名：第4回原子炉等規制法に基づく法令報告の改善に係る公開会合の事後面談

2. 日時：令和3年11月10日（水）13：30～15：30

3. 場所：原子力規制庁 2階大会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

検査監督総括課 本橋企画官

実用炉監視部門 渡邊係長

核燃料施設等監視部門 福原監視指導官

長官官房 総務課 事故対処室 高橋係長

北海道電力株式会社 原子力事業統括部 原子力運営グループ グループリーダー
他2名

東北電力株式会社 原子力部 原子力運営グループ 課長 他1名

東京電力HD株式会社 原子力運営管理部 運転管理グループ チームリーダー

中部電力株式会社 原子力本部 原子力部 運営グループ

北陸電力株式会社 原子力本部 原子力部 原子力発電運営チーム 統括（課長） 他1名

関西電力株式会社 原子力事業本部 原子力発電部門 発電グループマネージャー 他2名

中国電力株式会社 電源事業本部 原子力運営グループマネージャー 他2名

四国電力株式会社 原子力部 運営グループ リーダー 他1名

九州電力株式会社 原子力発電本部 原子力発電グループ 副長 他2名

電源開発株式会社 原子力技術部 設備技術室 室長代理

原子力エネルギー協議会 副長

5. 要旨

10月8日の第4回原子炉等規制法に基づく法令報告の改善に係る公開会合（以下「公開会合」という。）において原子力規制庁が提示した「議論が収束した事項の法令改正イメージ」に対し、資料1に基づき事業者より説明があった。その後、以下のとおり質疑応答があった。

- 資料1のP.1の意見については、事業者案を踏まえつつ、報告書を提出する意図が伝わるように記載を再考したい（原子力規制庁）。
- 資料1のP.4の意見については、規制庁内部でも法令的な観点から議論した結果、事業者案に近い内容で検討したい（原子力規制庁）。
- 資料1のP.6の「工学的に使用し得る期間」については、可能な限り、誰もが同じ認

識を持てる言葉や表現を使ってはどうか（事業者）。

- 資料1のP.6の「他の機器等に影響がなく」については、事業者によって安全上重要な機器等の定義・範囲が異なるため、保守的な記載としている（原子力規制庁）。
- 資料1のP.6の「工学的に使用し得る期間」及び「他の機器等に影響がなく」については、何らかの修正を行わないと、今後も同じところで解釈が分かれてしまう。各人の判断が入らないような表現を考えたい（原子力規制庁）。
- 上記以外の箇所については、事業者案を考慮しつつ、規制庁内で調整していく（原子力規制庁）。

10月8日に実施した第4回公開会合の資料3「核燃料施設等におけるグレーデッドアプローチを考慮した法令報告対象等について」について、以下のとおり質疑応答があった。

- 視点1.2（他の法令報告対象の関係性）に基づき、他の法令報告との重複について過去事例を精査しているものの件数が多く時間を要している（事業者）。
- 過去事例の網羅性は求めている。議論ができそうな事例があればよい（原子力規制庁）。

今後のスケジュール等について、原子力規制庁から以下のとおり発言した。

- 今後、規制庁内で記載内容を調整した後、原子力規制委員会に諮り、パブリックコメントを実施する予定である。もし追加の意見があれば、11月19日（金）まで又はパブリックコメントの際にお願いしたい。

6. 配布資料

- 「議論が収束した事項の法令改正イメージ」に関する事業者意見及び確認事項について【発電用原子炉設置事業者資料】